

加西市成年後見制度利用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民法（明治29年法律第89号）に定める後見制度、保佐制度及び補助制度（以下「成年後見制度」という。）を利用する者が、活用する財産がないため、後見人、保佐人又は補助人（以下「後見人等」という。）への報酬が支払えず、成年後見制度の利用が困難になると認められる者に対して、後見人等への報酬を補助することについて、加西市補助金等交付規則（平成30年加西市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(後見人等の報酬の補助対象者)

第2条 後見人等の報酬の補助の対象となる者は、配偶者及び4親等以内の親族以外の者が後見人等として選任されている者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（1）居住地に関する要件として、次のいずれかに該当すること。

ア 本市に住所を有する者。ただし、他市町村による老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条の措置の対象者、他市町村による介護保険法（平成9年法律第123号）第13条の住所地特例対象被保険者、他市町村による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第19条の介護給付費等の支給決定者及び他市町村による生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条の生活保護の決定を受けている者を除くものとする。

イ 加西市外に居住する者であって、老人福祉法第11条の規定により本市が措置を実施する者、介護保険法第13条の規定による本市の住所地特例対象被保険者、障害者総合支援法第19条の規定により本市が介護給付費等の支給決定を行う者又は生活保護法第19条の規定により本市が生活保護を決定し実施する者であること。

（2）資産に関する要件として、次のいずれかに該当すること。

ア 現に生活保護法第19条の生活保護の決定を受けている者

イ 報酬付与の審判によって決定された報酬対象期間の最終日における預金、現金及び有価証券の合計額（以下「報酬付与最終日の預金等の額」という。）が40万円未満で世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がない者

ウ 後見人等の報酬を支払うことにより、報酬付与最終日の預金等の額が40万円未満となるもので世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がな

い者

(報酬補助の対象金額)

第3条 前条の規定による補助対象者の要件を満たす者（以下「対象者」という。）に対して市が行う後見人等の報酬補助の金額は、後見人等に対する報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した報酬額の全部又は一部とし、対象者の生活の場が、在宅の者にあっては月額2万8,000円、施設入所中の者にあっては月額1万8,000円を補助の上限額とする。

2 前条第2号ウに規定する者の後見人等の報酬補助の金額は、前項の規定により算出した報酬補助金額から、対象者の支払額（報酬付与最終日の預金等の額から40万円を差し引いた額）を差し引いた金額とする。

(報酬補助の申請)

第4条 対象者又は対象者の後見人等は、報酬付与の審判の決定のあった日から2か月以内に市長に対し、対象者が負担すべき後見人等に対する報酬等の金額を記載した後見人等の報酬補助申請書（様式第1号）に必要書類を添え、申請するものとする。

(補助金額の交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する補助の申請を受けたときは、関係書類を審査した上で、補助の適否を決定し、対象者又は対象者の後見人等に通知するものとする。

(補助金額の支払い)

第6条 前条の補助の決定を受けた対象者又は対象者の後見人等は、後見人等の報酬補助金交付申請書（様式第2号）により、当該決定された補助金を請求することができる。

2 補助金の支払いは、前項の請求に基づき、成年後見人等の管理する対象者名義の口座に振り込む方法により支給する。

(報酬補助の返還)

第7条 市長は、本要綱の目的に反すると認められる虚偽、不正があったとき又は補助金を後見人等の報酬以外の目的に使用したときには、その全部又は一部の返還を求めることができる。

(報酬補助の中止等)

第8条 市長は、前条に規定する事実があったとき、又は、決定を受けた対象者の資産状況若しくは生活状況に変化があったとき、又は死亡等により補助の理由が消滅したと認めるときは、補助を中止又は補助金額を増減することができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

後見人等の報酬補助申請書

年　月　日

加西市長 様

申請者 住所

氏名

加西市成年後見制度利用支援事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 対象者氏名

2 心身の状況

3 生活状況等（収入状況及び資産状況を含む。）

4 添付書類

- ・ 公的年金等の源泉徴収票の写し等収入の判明するもの
- ・ 金銭出納簿及び領収書の写し等必要経費の判明するもの
- ・ 財産目録等の写し等資産状況の判明するもの
- ・ 報酬付与の審判決定書の写し
- ・ 対象者の代理人として後見人等が申請する場合には、登記事項証明書

様式第2号（第6条関係）

後見人等の報酬補助金交付申請書

年　月　日

加西市長 様

申請者 住所

氏名

加西市成年後見制度利用支援事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 補助金請求額 _____ 円

2 添付書類 成年後見人等に対する報酬等の金額を支払ったことを証する書類

3 振込口座

金融機関名		支店名	
フリガナ		口座種別	普通・当座・その他
口座名義人 (本人名義)		口座番号	